

9月4日(日)は、 桜川市議会議員一般選挙の投票日です。

■問合せ先／桜川市選挙管理委員会 (☎0296-58-5111・75-3111代表)

令和4年9月23日任期満了に伴う桜川市議会議員一般選挙を執行します。

市民一人ひとりが自由な意思で責任ある一票を投じましょう。

選挙すべき人数

・桜川市議会議員一般選挙／16人

※令和3年第1回桜川市議会定例会において「桜川市議会議員定数条例」が一部改正され、定数が18人から16人になりました。

立候補予定者説明会

・日時／8月4日(木) 13時30分～

・場所／大和ふれあいセンター「シトラス」

※感染症対策のため、立候補予定者説明会の出席者は、立候補予定者1人につき2人以上とします。

立候補予定者書類事前審査

・日時／8月23日(火) 9時～17時

・場所／大和庁舎 2階第5会議室

告示日・立候補受付

・日時／8月28日(日) 8時30分～17時

・場所／大和庁舎 2階第5会議室

期日前投票

・期間／8月29日(月)～9

月3日(土) 8時30分～20時
・投票所／市役所各庁舎
※どの庁舎でも投票可

不在者投票

・期間／8月29日(月)～9月3日(土)

投票日

・投票日／9月4日(日)

・投票時間／7時～18時
・投票所／市内20か所
・開票時間／19時30分～(予定)

・開票所／大和ふれあいセンター「シトラス」

※即日開票

投票のできる方

市内に住所を有する年齢満18歳(平成16年9月5日生まれまで)以上の日本国民で、令和4年8月27日(土)現在の選挙人名簿に登録されている方、また、ほかの市町村から転入された場合は、令和4年5月27日までに転入届を提出し、住民基本台帳に登録されている方。

ただし、選挙人名簿に登録されていても投票日までにほかの市町村に転出された方は投票できません。

投票日当日、または選挙期間中に投票ができない方

【期日前投票制度】

投票日に何らかの都合で投票できない方は、期日前投票ができます。

投票日当日の「密」防止のため、期日前投票を積極的にご利用ください。

【不在者投票制度】

●病院や施設での不在者投票
県選挙管理委員会が指定した病院へ入院や介護施設などへ入所されている方は、その病院や施設などで投票することができ、病院長や施設長に申し出てください。

●他市町村での不在者投票

長期の出張や長期滞在などで選挙当日や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができますので、桜川市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

●郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、自宅など

で郵便投票をすることができません。この投票には「郵便投票証明書」が必要となりますので、お問い合わせください。
なお、郵便投票の請求は8月31日(水)までに、桜川市選挙管理委員会に請求してください。

■投票所入場券

投票する際は、投票所入場券を持参してください。なお、入場券が届く前や紛失してしまった場合でも、選挙人本人であることが確認できれば、投票することができますので係員に申し出てください。

■選挙公報の発行

各候補者の政見などが書かれた選挙公報は、新聞折込にて配布するほか、市ホームページで公開します。また、新聞未購読の方やお手元に届かない方は、市役所各庁舎および大和中央公民館、真壁伝承館、岩瀬体育館「ラスカ」に備えています。